

岡崎市一般競争入札の公告説明書（設計業務等）

岡崎市が行う設計業務等（建設工事に関する設計、監理、調査、企画、立案及び測量をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札の公告の詳細は、岡崎市一般競争入札実施要綱、岡崎市入札参加心得、岡崎市電子入札実施要領及び関係法令に定めるもののほか、この公告説明書によるものとする。

1 入札参加資格について

この入札に参加できる者は、岡崎市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、岡崎市では設計共同体（設計JV）による参加は認めていないため、注意すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月24日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 愛知県税及び国税のうち、本市が指定するものが未納でない者であること。
- (5) 岡崎市税に滞納がない者
- (6) 岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止処分又は入札参加制限処分を受けている期間にない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、再度、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、再度、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 該当する設計業務等委託の公告の7から10までに定める入札参加資格を満たす者であること。なお、入札参加資格の詳細は、次のとおりとする。

ア 次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (ア) 市内：岡崎市内に本店を有する者

- (イ) 準市内：岡崎市内に支店・営業所等（岡崎市入札参加資格者名簿に登載された支店・営業所等に限る。）を有する者
 - (ウ) 県内：愛知県内に本店・支店・営業所等（岡崎市入札参加資格者名簿に登載された本店・支店・営業所等に限る。）を有する者のことをいう（市内及び準市内を除く。）。
 - (エ) 県外：愛知県外に本店・支店・営業所等（岡崎市入札参加資格者名簿に登載された本店・支店・営業所等に限る。）を有する者のことをいう。
- イ 7に示す業種区分について、岡崎市入札参加資格者名簿に登載され、資格の認定を開札日現在に受けている者であること。
- ウ 9に示すいずれの条件にも該当すること。なお、実績として認められる業務は開札日現在、完了している業務とする。また、岡崎市発注業務以外を履行実績とする場合は、TECRIS又はPUBDISに登録されている業務を原則とする。ただし、登録されていない業務であっても、契約書等の書類審査により実績として認める場合がある。

2 入札（契約）条件について

- (1) 11が「有」の場合は、岡崎市建設コンサルタント等業務最低制限価格運用要領の規定により最低制限価格が設定されている。
最新の岡崎市建設コンサルタント等業務最低制限価格運用要領を確認し、十分理解した上で入札に参加すること。
- (2) 12が「免除」の場合は入札保証金を納付する必要はない（現在、岡崎市は全ての入札の入札保証金を免除している。）。
- (3) 13が「免除」の場合は契約保証金を納付する必要はない。
- (4) 14が「有」の場合は、前金払の対象となる。前金払の率等については、「岡崎市公共工事前金払処理要領」を参照すること。
- (5) 15に示す期日は、契約締結の期限である。市の承諾がある場合を除き、期間内に契約書を提出しない場合は、落札者の権利を失うこととなる。
- (6) 17の「その他」に示された条件がある場合、その内容を熟覧の上、入札に参加すること。

3 入札の手続等について

- (1) この入札に係る手続は18に示す電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用するため、本入札に参加するには、電子署名

及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく特定認証事業者が発行した電子的な証明書を格納しているカード（以下「I Cカード」という。）を取得しており、かつ、電子入札システムへI Cカードの利用者登録を行っていることが必要となる。

紙による参加資格の申請又は入札書の提出は、原則として認められない。ただし、岡崎市電子入札実施要領第11条に基づき、やむを得ないと認められる事由により承諾を得た場合はその限りでない。

- (2) 19の設計図書の入手方法については、電子入札システムから電子配信を行う。詳しくは岡崎市ホームページ「入札・契約の広場」の「設計図書の入手」で確認すること。

設計図書を入手せずに入札を行った場合、根拠のない入札金額を投じたものとみなし、失格とする。

- (3) 入札書には、履行期間の全期間の契約希望金額（例：履行期間が2年間の場合は、2年間分の契約希望金額）を記載すること。
- (4) この入札に参加を希望する者は、20の期間に21の書類を添えて電子入札システムで申請すること。ただし、21の書類の再度の提出（システムの操作ミス等により、書類が添付されなかった場合を含む。）は、20の期間内においては、27の連絡先に持参、FAX、E-mail等により提出することで、差し替えを行うことができる（20の期間終了後に到着したものは、一切の変更を認めない。）。持参以外の方法により提出を行った場合は必ず、27の連絡先に到着確認の電話を行うこと。

※提出先E-mailアドレス：denshichotatsu@city.okazaki.lg.jp

- (5) 前号の申請を行った後に、この入札への参加を辞退する者は、24の入札期間中に電子入札システムで入札辞退届を提出すること。入札辞退届を提出しない辞退者に対し、岡崎市入札参加停止措置要領に基づき入札の参加を制限する。
- (6) 23の参加資格通知期限日は、使用しない。
- (7) この入札に関する設計図書に関して、質問がある場合は、質問回答書を、27の連絡先へ22の期間内に提出すること（質問回答書は岡崎市ホームページ（市トップ＞事業者向け＞入札・契約・公共工事に関する情報＞入札・契約の広場＞各種様式＞業務委託用の様式）の様式をダウンロードし、使用すること。）。提出方法は持参、E-mail又はその他の電磁的方法に限ることとし、持参以外の方法により提出を行った場合は、必ず27の連絡先に到着確認の電話を行うこと。なお、提出された質問に関する回答は入札開始日の前日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日の場合

はその直前の平日)までに、電子入札システムの入札情報サービスにより公開するため、自社の質問の有無にかかわらず、入札書提出前には回答書の有無を必ず確認すること。

※提出先E-mailアドレス：denshichotatsu@city.okazaki.lg.jp

また、この入札に関する現場（公共の場所以外）の確認を希望する場合は、現場確認申出書を、32の連絡先へ27の期間内に提出すること（現場確認申出書は岡崎市ホームページ（市トップ＞事業者の方へ＞入札・契約・公共工事に関する情報＞入札・契約の広場＞各種様式＞業務委託用の様式）の様式をダウンロードし、使用すること。）。提出方法は、上記の質問回答書の提出方法と同様とし、同じく到着確認の電話を行うこと。現場確認申出書の到着後、5に示す発注課の職員から申出書の提出者に、電話を行う。現場確認の実施期限は、入札開始日の前日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその直前の平日）までとする。

- (8) 開札は、26の時間及び場所で行うが、必ずしも立ち会う必要はない（落札者の通知については、「4 落札者の決定について」を確認すること。）。

- (9) 入札回数は1回とする。

- (10) 開札により最低制限価格以上の金額で入札した者のうち、最低価格提示者となった者を落札候補者とし、入札参加資格の確認を行う。当該入札者に資格がないと認められたときは、落札者になることができない。その場合、次順位の者を落札候補者とし、資格の確認を行う。

審査に当たり、別途、証明書等の資料を請求する場合があるので留意すること。

- (11) 公告の「入札参加資格」で条件を求めている配置予定技術者は、直接的な雇用関係にある者とする。また死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合を除き業務の途中で交代することはできない。受注者の責めに帰すべき事由により、配置予定技術者として申請した者を配置できなくなった場合は、契約書を締結しない。また、その場合において既に契約書を締結している場合は、その契約を解除する（次の場合等は、技術者の変更を認める場合があるので、個別に相談すること。①受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合②一つの契約工期が多年に及ぶ場合など業務工程上技術者の交代が合理的な場合）。なお、配置予定照査技術者及び配置予定担当技術者等について、該当する設計業務等委託の公告の「入札参加資格」で条件を求めている場合も、同様に交代することはできない。

- (12) 開札の結果、最低制限価格以上の金額で入札した者のうち、最低価格提示者となった者が2者以上あった場合、電子入札システムにより電子くじを行い、落札候補者を決定する。電子くじのくじ番号は、あらかじめ入札書に入力した3桁の番号となる。電子くじは、自動的に行われるので、入札者がくじを行う操作をすることはない。電子くじの結果は、電子入札システムで入札者に通知する。
- (13) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 天災地変があった場合又はシステム障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合は、入札又は開札の執行を延期若しくは中止し、又は入札方法を変更することがある。
- なお、これらの場合においても、入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とする。
- (15) 入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、岡崎市公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、入札及び契約の公正性を確保するため、入札の中止、入札手続の変更又は落札若しくは落札候補者決定の取消し（既に契約に至っている場合は契約の解除）その他必要と認める措置を講じることがある。
- (16) 予定価格の10%未満の額の入札は、桁違いによる錯誤とみなして無効とする。
- (17) 民間企業と兼業している職員の関連法人等については、岡崎市職員の兼業先企業等に係る入札等制限要領第8条第1項に定められた必要書類を、同条第2項に定める提出期限までに提出しない場合、当該入札参加者の入札を無効とする。

4 落札者の決定について

- (1) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日に行い、電子入札システムにより落札者の名称及び落札金額が入札者全員に通知される。
- (2) 落札者の決定は、入札番号順に行う。落札決定前に入札参加資格を有しなくなった場合は、落札者となれない。

- (3) 落札者には契約手続の連絡を電子メールで通知する。詳細は、岡崎市ホームページ（市トップ＞事業者の方へ＞入札・契約・公共工事に関する情報＞入札・契約の広場＞契約の手続＞契約手続に関する情報）を確認すること。

5 その他

あいち電子調達共同システム（C A L S / E C）の操作方法に関する問合せは、次のヘルプデスクを利用すること。

ヘルプデスク 電話 0120-059-399（フリーダイヤル）